(4)　(3)に掲げる地点から一六〇度三七分〇三秒八四・七三八メートルの地点
(5)　(4)に掲げる地点から一七八度二八分三九秒六一・二六六メートルの地点
(6)　(5)に掲げる地点から二二四度二九分四〇秒一二四・五一五メートルの地点
(7)　(6)に掲げる地点から三三七度五九分五八秒六四・〇〇〇メートルの地点
(8)　(7)に掲げる地点から四四度五一分五一秒七四・八八八メートルの地点
(9)　(8)に掲げる地点から三五六度三九分五一秒三〇・五〇六メートルの地点
(10)　(9)に掲げる地点から三三八度四四分五八秒六七・六四〇メートルの地点

○国土交通省告示第八十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年一月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五　次に掲げる要件に該当する軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定（これらの規定中保安基準第八条第三項、第二十条第四項及び第五項、第二十二条第三項及び第四項、第百三十二条第三項第二号、第百三十四条第一項第四号、第百三十五条第一項第二号、第百三十七条第一項第二号、第三項及び第四項第三号、第百七十一条第一項第九号及び第十二号並びに第三項第二号、第四号及び第七号、第二百一条第一項第三号、第二百六条第一項第三号、第二百十条第三項第二号、第二百十二条第一項第四号、第二百十三条第一項第二号並びに第二百十五条第一項第三号、第三項及び第四項第三号、第百七十八条第一項第二号、第百八十三条第一項第二号、第百八十四条第一項第二号、第二十一条第一項（着席するに必要な空間に関する部分に限る。）、第二十二条の五第一項、第二十五条第三項、第三十九条第一項並びに第三十九条の二第一項並びに細目告示第八十九条第三項、第九十二条第三項、第九十三条第二項各号列記以外の部分、第百条第十三項第一号イ、第百二十条第三項第一号及び第七項第一号、第百三十七条第一項第一号の第一表のロ、第百六十七条第三項、第百九十八条第三項第一号及び第七項第一号並びに第二百十五条第一項第一号の第一表の

ロ　乗車定員が二人以下（二個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあっては二人以下）のものであること。

ハ　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和三十二年法律七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメートル毎時を超える道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものであること。

ニ　その運行に関し、地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成24年度の平成24年11月末における国庫歳入歳出の状況は、次の通りである。

平成25年1月31日

財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合 %
租税及印紙収入	42,346,000,000	1,676,517,869	10,375,178,206	12,051,696,076	△ 30,294,303,923	28.4
租税	41,314,000,000	1,593,438,072	9,904,734,429	11,498,172,502	△ 29,815,827,497	27.8
所得税	13,491,000,000	770,177,119	5,264,753,753	6,034,930,872	△ 7,456,069,127	44.7
法人税	8,808,000,000	118,185,712	503,384,648	621,570,361	△ 8,186,429,638	7.0
相続税	1,430,000,000	121,659,726	345,583,641	467,243,368	△ 962,756,631	32.6
消費税	10,423,000,000	278,316,109	1,937,881,367	2,216,197,476	△ 8,206,802,523	21.2
酒税	1,339,000,000	11,861,684	359,463,012	371,324,697	△ 967,675,302	27.7
たばこ税	945,000,000	33,312,285	348,391,496	381,703,782	△ 563,296,217	40.3
揮発油税	2,611,000,000	133,972,457	528,310,159	662,282,616	△ 1,948,717,383	25.3
石油ガス税	11,000,000	681,313	2,706,658	3,387,972	△ 7,612,027	30.7
航空機燃料税	44,000,000	1,106,909	16,221,084	17,327,993	△ 26,672,006	39.3
石油石炭税	546,000,000	36,135,618	103,823,582	139,959,201	△ 406,040,798	25.6
電源開発促進税	329,000,000	293,982	103,425,344	103,719,326	△ 225,280,673	31.5
自動車重量税	417,000,000	34,316,560	99,401,227	133,717,787	△ 283,282,212	32.0
関税	910,000,000	52,651,959	287,171,367	339,823,326	△ 570,176,673	37.3
とん税	10,000,000	766,572	4,211,816	4,978,388	△ 5,021,611	49.7
地価税	—	—	133	133	133	—
旧税	—	60	5,136	5,196	5,196	—
印紙収入	1,032,000,000	83,079,797	470,443,777	553,523,574	△ 478,476,425	53.6